

プリンタ賃貸借契約（令和7年度）仕様書

令和7年6月

青森県総務部行政経営課

1 賃貸借期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。

2 調達内容

調達に含まれる内容は以下のとおりとする。

2-1 管理台帳作成

- ① 設置場所
- ② 担当者連絡先
- ③ プリンタ名
- ④ IP アドレス等

その他、他の契約物品と確実に判別できる情報を掲載した一覧とすること。

2-2 機器ラベル作成

本件により調達される機器については、下記の内容等が判読できるラベルをプリンタ本体等容易に視認できる部分に貼付すること。

- ① 契約名
- ② プリンタ名
- ③ IP アドレス
- ④ リース会社
- ⑤ リース期間
- ⑥ 故障時連絡先
- ⑦ 故障時受付時間

2-3 機器の配送・搬入及び設置

下記3に示す調達品に正規の消耗品一式を本体内に装着したものを、発注者と搬入スケジュールを別途協議の上、下記4に記載する設置場所（以下「初期設置場所」という。）に配送・搬入し、既設のネットワーク配線及び電源により設置する。

なお、初期設置場所への配送・搬入及び設置に伴い、一時的な保管場所等が必要な場合は、受注者側にて準備すること。

2-4 プリンタの設定及び動作確認

納入するプリンタに、次の行政経営課が別途提示する設定を施す。

- ① 行政経営課が提示する庁内ネットワークに係る TCP/IP プロトコルの IP アドレス、サブネットマスク、デフォルトゲートウェイの設定
- ② DNS サーバアドレスの設定
- ③ 財務オンライン用出力設定（※プリンタを財務オンライン用に使用している所属に限る。）

なお、プリンタに財務オンライン用出力設定が必要な場合は、行政経営課が別途提示する設定マニュアルに従い、設定を行うこと。

- ④ 設置場所（初期設置場所から変更した場合も含む。）から指定される行政情報ネットワーク接続パソコンにプリンタドライバをインストールし、ポート設定及びサービストナーを使用した正常印刷出力確認を行った上で、設置場所担当者に標準トナーを加えて引渡すこと。

2-5 リース期間満了後の機器回収及び情報の消去

リース期間満了後は、発注者が別途指示する各設置場所から受注者が回収を行う。

ただし、賃貸借物件がハードディスク等の記録媒体を内蔵している場合は、ハードディスクを強磁気装置にかける等により完全にデータ消去を行うこととし、記録媒体内の情報を消去した後、作業完了報告書を提出すること。

2-6 リース期間内の機器保守

- ① 受注者は設置場所（初期設置場所から変更した場合も含む。）に行って修理すること。
- ② その場で修理ができない場合は、代替機と交換し、その旨行政経営課に報告すること。また、代替機と交換した際は、上記2-4に掲げる設定を再度行うこと。
- ③ 保守受付時間は平日8時30分から17時15分までとすること。
- ④ 修理を依頼した時間などにより、当日対応することが困難な場合は、設置場所の所属と個別協議した上で速やかな対応とすること。
- ⑤ 定期交換部品等消耗品（初期設置分を除く）に係る費用は、含まない。
- ⑥ 保守作業を行う際は、情報漏えい及び保守作業を行っている機器以外の破損を発生させないこと。

2-7 リース満了後の再リース

リース満了後、発注者の指示により再リース契約を締結することが可能であること。

また、再リース契約を締結する場合、上記2-6と同様の保守サービスの提供が受けられること。

3 調達品及び台数

区分	台数
カラープリンタ	45 台
モノクロプリンタ	9 台
合計	54 台

4 機器の設置場所

契約書（案）別表3に掲げる県の行政機関及び行政事務を行う施設とする。

ただし、組織改正等により設置場所が変更となる場合がある。

5 納品

5-1 納品物

下記②～⑥については、紙1部及び電子媒体とし、使用する電子媒体及びファイル形式については、別途県と協議の上、決定すること。

- ① 上記3の調達品（上記2-2のラベルを貼付したものと取扱説明書）
- ② 上記2-1の管理台帳
- ③ 機器カタログ（仕様が分かるもの）
- ④ 連絡及び問い合わせ体制表
- ⑤ 正常動作確認報告書
- ⑥ 消耗品一覧表（種類、価格、交換時期目安が分かるもの）

5-2 納期

具体的な設置作業の日程は発注者と別途協議の上決定し、順次納入すること。

5－3 納入場所

上記5－1①については、初期設置場所に納入することとし、その他は、行政経営課（青森市新町2丁目4－30 青森県庁舎北棟8階）に納入すること。

6 調達機器明細

調達するプリンタは、一般市場で多数流通し、保守体制の確立されているメーカー製を選択すること。

機器の仕様を以下に示す。

（1）カラープリンタ

項 目		仕 様
プリント方式		乾式電子写真方式のページプリンタとする（LED方式であるかレーザー方式であるかは問わない）。
プリント速度	片面	カラー、モノクロともに A4 横で 1 分間に 40 ページ以上の印刷が可能なこと。
	両面	カラー、モノクロともに A4 横で 1 分間に 40 ページ以上の印刷が可能なこと。
印字解像度		600×600dpi 以上であること。
用紙サイズ		A3、A4、B4、B5 が印字できること。
給紙		手差しトレイのほかに 3 種類のサイズが同時にセットできること。 手差しトレイのほかに 1 用紙サイズで 500 枚以上収納できること。 （構成例：500 枚以上×3 トレイ以上＋手差しトレイ）
メモリ		2GB 以上装備すること。
フ ィ ン ク ス ー ス	LAN	RJ-45LAN コネクタを 1 ポート以上装備すること。 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T に対応し、自動で切替が行われること。
	USB	USB2.0 以上を 1 ポート装備していること。
外形寸法		増設トレイ等装着後、700mm（W）×750mm（D）×1,000mm（H）程度（手差しトレイ非展開時）であること。
消費電力		最大 1.5KW 以下であること。
OS		Microsoft 社製 Windows10/11 に対応していること。
その他		両面印刷ができること。 50%から 141%までの変倍機能を有すること。 手差しトレイを装備すること。 再生紙に対応していること。 製品寿命が 120 万ページ以上又は 5 年以上であること。 プリンタの移動を考慮した装置（キャスター等）を装備すること。 初期装備品としてサービストナーのほか、標準トナーを 1 セット同梱すること。

(2) モノクロプリンタ

項 目		仕 様
プリント方式		乾式電子写真方式のページプリンタとする（LED 方式であるかレーザー方式であるかは問わない）。
プリント速度	片面	A4 横で 1 分間に 35 ページ以上の印刷が可能なこと。
	両面	A4 横で 1 分間に 25 ページ以上の印刷が可能なこと。
印字解像度		600×600dpi 以上であること。
用紙サイズ		A3、A4、B4、B5 が印字できること。
給紙		手差しトレイのほかに 3 種類のサイズが同時にセットできること。 手差しトレイのほかに 1 用紙サイズで 500 枚以上収納できること。 (構成例：500 枚以上×3 トレイ以上+手差しトレイ)
メモリ		2GB 以上装備すること。
フ ィ ン ク ス	LAN	RJ-45LAN コネクタを 1 ポート以上装備すること。 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T に対応し、自動で切替が行われること。
	USB	USB2.0 以上を 1 ポート装備していること。
外形寸法		増設トレイ等装着後、700mm (W) ×750mm (D) ×1,000mm (H) 程度（手差しトレイ非展開時）であること。
消費電力		最大 1.5KW 以下であること。
OS		Microsoft 社製 Windows10/11 に対応していること。
その他		両面印刷ができること。 50%から 141%までの変倍機能を有すること。 手差しトレイを装備すること。 再生紙に対応していること。 製品寿命が 120 万ページ以上又は 5 年以上であること。 プリンタの移動を考慮した装置（キャスター等）を装備すること。 初期装備品としてサービストナーのほか、標準トナーを 1 セット同梱すること。